

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和元年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和元年 12月議会  議案 第119号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市事務分掌条例の一部 を改正する条例	組織の再編整備を行い、連携・協働 による政策の推進及び効果的な情 報発信を一層充実させるものです。	令和元年 12月議会  議案 第120号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6249
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の期末手当の額を改定する ものです。	令和元年 12月議会  議案 第121号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	高齢者に対する配食サービスの提供に関する事務等について個人番号を利用するものです。	令和元年 12月議会  議案 第122号	パブリック コメント	R1.10.1 ～ R1.10.30	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	文書法制課 089-948- 6865
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	令和2年度の保険料の軽減の特例措置を0.5割上乘せとするものです。	令和元年 12月議会  議案 第123号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	R1.10.3 R1.10.31	松山市国民健康保険運営協議会に意見を聴きました。	
6	松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	地方自治法施行令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	令和元年 12月議会  議案 第124号	パブリック コメント	R1.9.25 ～ R1.10.24	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	障がい福祉課 089-948- 6407
				パブリック コメント 以外の手続	R1.9.25  R1.10.17  R1.10.21	松山市障がい者団体連絡協議会及び松山市内部疾患障害者協議会に意見を聴きました。 松山市障がい者総合支援協議会子ども支援部会学童小部会に意見を聴きました。 松山市障がい者総合支援協議会子ども支援部会乳幼児小部会に意見を聴きました。	

7	松山市下水道条例の一部を改正する条例	成年被後見人及び被保佐人の欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものです。	令和元年 12月議会  議案 第125号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 成年被後見人及び被保佐人の権利の制限に係る措置の適正化に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	下水道 サービス課 089-948- 6487
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。